科目名・単	単位数	单位数 現代日本法入門 2単位 科目分類 法律系 基礎科目			
配当年	次	1年次・春学期・昼・夜	和 水 林 旨	かわち たかし	,
履修形	態	選択必修	担当教員	河内 隆史	
授業概	最近コンプライアンスということが強調される。法令遵守義務と訳されるが、ルールを守れ ということである。法は、慣習や道徳などと並んで、社会規範つまり社会のルールのひとつで ある。この授業では、はじめに法にはどのようなものがあるかを概観した上で、それぞれの法 分野について、できるだけ具体的な事例を使いながら、基本を学んでもらう。法分野の全般を 一通り取り上げるが、特に税務や会計を学ぶ上でも関連性が強く、日常生活との関わりの多い 民法や会社法にウエイトを置く。				ールのひとつで 、それぞれの法 法分野の全般を
到達目 核	票 法分	分野の全般について、基礎的な事項を値	多得してもらう。		
授業方法	 	基本的に講義形式で行う。質問を適宜受けるので、授業中でも授業後でも積極的に発言して ほしい。			極的に発言して
事前・事後学習	事前学習はシラバスに従って参考図書や六法の該当箇所に目を通しておくこと (90 分)。 レジュメを参考にして講義内容の復習をすること (90 分)。				こと (90分)。
成績評価の方法	生 ただ	朗試験 70%、授業貢献度 30%(2 点× ごし、リモート授業の場合は、レポー 京×15 回)。		帯のレポート点・ 持	受業貢献度 60%
フィードバック の 方 治		スト・レポートがあるときは、その	の解説は授業内	で時間を設けて行	守 う。
履修上の注意	意法征	≢問題についての新聞やテレビなどの♪	報道に関心を持つ	こと。	
		授業計	画		
第1回 冬	第1回 【法を学ぶ意義】 法は慣習や道徳などとともに社会生活のルールである。最近コンプライアンス やガバナンスという言葉をよく耳にする。現実の社会で機能する法はどのようなものがあるか。法 を学ぶ意味は何か。				
第2回 法	第2回 【法の種類】現実の社会で機能する法は様々に分類される。日本は制定法主義をとっており、実定 法を中心に法体系を学ぶ。公法・私法・社会法、実体法・手続法とは何かを学ぶ。また制定法と判例 法、法・法律・法令、命令・政令・省令・規則のちがいを学ぶ。			·	
第3回	【法令の構造と法令用語の基礎】 法令の構造を学んだ上で、「及び」と「ならびに」、「または」と				

第4回	【人と法】 法律上の「人」とは何か。自然人と法人の区別。権利能力・行為能力・意思能力とは何か。法人ではない団体(組合・権利能力なき社団)についても学ぶ。それらを踏まえて、法律行為について学ぶ。			
第 5 回	【財産と法】 財産権は物権・債権・知的財産権に大別される。このうち、民法上の財産権は物権と 債権であり、それらのうち、債権は次回取り上げ、今回は物権を中心に学ぶ。			
第6回	【契約と法】 債権の取得原因は主として契約である。契約の意義と種類を学ぶ。2017年に民法の債権法が大幅に改正され、2020年4月1日に施行されるので、その部分を重点的に取り上げる。			
第7回	【家族と法】 親族とは何か。夫婦、親子の法律関係はどうなっているか。相続とは何か。遺言がある場合とない場合のちがい、相続人がいない場合などについても学ぶ。			
第8回	【会社の意義と種類】 会社は営利社団法人であるが、その意味は何か。株式会社・合名会社・合資会社・合同会社の4種類の会社法上の会社を比較して特徴を学ぶ。 【株主の権利義務】 株式会社における株主の地位について学ぶ			
第 9 回	【株式会社の機関】 現代日本では圧倒的に株式会社が多い。株式会社の機関である株主総会・取締役・監査役の役割などを学ぶ。			
第 10 回	【株式会社の決算・資金調達と開示】 会社法の決算手続と募集株式の発行等を学んだうえで、金融商品取引法における発行開示・継続開示との関係を学ぶ。			
第 11 回	【株式会社の支配移動・組織再編】 中小企業の事業承継を学ぶ。関連して企業買収手段のうち、代表的な株式公開買付けと、合併・会社分割などの組織再編についても学ぶ。			
第 12 回	【法令等のルール違反に対するペナルティ】 刑事責任、民事責任、行政処分、その他の法令上の処分を学ぶ。ハードローとソフトローとは何かを学ぶ。 【犯罪と刑罰】 罪刑法定主義、遡及処罰の禁止などを学ぶ。刑罰の種類を学ぶ。			
第 13 回	【裁判と法】 裁判所にはどのような種類があるか。刑事裁判と民事裁判の手続の流れを学ぶ。			
第 14 回	【労働法・社会保障法】 最高法規である憲法は基本的人権として生存権や労働基本権などを定める。労働三権に関する労働法の構造と内容、社会保障法の概略を学ぶ。			
第 15 回	【法の担い手】 裁判官、検察官、弁護士、司法書士などについてその役割を学ぶ。 【まとめ】 改めて今法学を学ぶ意味とは何か。			
テキス	ト 特に指定しないが、小型でよいので六法を持参すること(ポケット六法、デイリー六法など)。			
現代法入門研究会『現代法入門』三省堂 参 考 図 書 佐藤邦憲・茂野隆晴編『エッセンシャル実定法学』芦書房 その他、授業時に適宜推薦する。				

科目名・単位	数	会社法 I 2 単位	科目分類	法律系	基礎科目
配当年次		1年次・春学期・昼・夜	担当教員	いしやま たく	ま
履修形態		選択必修	担当教員	石山 卓磨	
会社法入門以前の基本的な法知識として、(1) 法とはなにか、(2) 民法と商法の関係(商法の独自性)について解説したうえで、会社法の本題に入る。(3) 会社の概念、(4) 会社の種類、について説明した上で、株式会社を中心とする諸問題について解説を始める。(5)株式会社の意義、(6)株式会社の機関構造の概要、(7)株主総会、(8)取締役会、(9)株式会社の業務執行機関、(10)取締役の義務と責任、(11)株式会社の監査機関(12)指名委員会等設置会社の仕組み、(13)監査等委員会設置会社の仕組み、等を扱う。					
到達目標	配分、	系における株式会社法の位置づけ、 、業務執行者の権限および義務と責任 ることを目標とする。			
授業方法	講義	形式			
事前・事後学習 各回の講義に臨むにあたり、授業計画書が示すテーマについて、各自の基本書の分を読んで予習をしてくること (90分)。各回の授業終了後は復習をして、よくきなかった点については、次回以降に要領よく質問できるように整理しておくこ分)。		て、よく理解で			
成績評価の方法	成績評価の方法 平常点 20%、期末筆記試験(オンライン授業に移行した場合はレポート)80%) 80%		
フィードバック の 方 法	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
履修上の注意		時間には限りがあるので、そのつど 受業に進んでほしい。	自己学習で補足し	ン、疑問を残さ <u>な</u>	ないようにして、
		授業計	画		
第1回 (2))民法	はなにか と商法の関係 の概念			
第2回	会社	この種類について。(i)株式会社、 注 責任社員と無限責任社員の違い	(ⅱ)持分会社·	·····合名会社・ ₁	合資会社・合同
		会社の意義株式と資本の関係 会社の機関構造の概要・変遷機 代表取締	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	主総会、取締役会なの基本的理解	

第4回	株主総会(その1) (1) 招集手続(会 296)少数株主による招集請求(会 297)、 裁判所の招集命令(会 307 I) (2) 決議事項普通決議・特別決議・特殊決議 (3) 議決権の行使方法書面・電子投票(会 298 I ③④)・代理行使(会 310 I)
第 5 回	株主総会(その2) (1)議事運営議長の権限(会 315) (2)議題・議案の提案権(会 303 I・304 I・会 305 I) (3)取締役の説明義務(会 314)と動議の提出
第6回	株主総会(その3) (1)総会決議の瑕疵(i)決議無効・不存在確認の訴え(会 830 I II)、(ii)決議取消の 訴え(会 831 I) (2)判決の効力(i)対世効(会 838)、(ii)遡及効(会 839)。
第7回	 (1)取締役会の招集・運営(会 366 I) (2)取締役会の権限(会 362 II・IV) (3)特別利害関係人(会 369 II) (4)取締役会決議の瑕疵
第8回	取締役の会社に対する義務 (1) 善管注意義務(会330・民644)と忠実義務(会355) (2) 競業避止義務(会356 I ①) (3) 利益相反取引(同②③)
第9回	内部統制の構築と経営判断の原則 (1) 内部統制構築義務(会 348Ⅲ④・362 条Ⅳ⑥、会施則 100 I) (2) 経営判断の原則
第 10 回	取締役の会社に対する責任 (1)損害賠償責任(会 423 I) (2)責任の免除(会 309 条 II ⑧・425 I)
第 11 回	株主代表訴訟(株主による責任追及等の訴え) (1) 手続(会 847 I) (2) 不提訴理由書(同IV) (3) 担保の提供(会 847 の 4 II)悪意の疎明(同III) (4) 代表訴訟の対象
第 12 回	取締役の第三者に対する責任(その1) (1)会社法 429 条 1 項の法的性質 (2)名目的取締役の責任(最判昭和 48・5・22)…平取締役の代表取締役に対する監視義務、 取締役会非上程事項
第 13 回	取締役の第三者に対する責任(その 2) (1)表見的取締役の責任(最判昭和 47・6・15)会 908 II(不実登記規定) (2)退任登記未了の退任取締役の責任(最判昭和 37・8・28、同 62・4・16) 会 908 I・II
第 14 回	監査役の職務と権限(会 381 I)
第 15 回	指名委員会等設置会社と監査等委員会設置会社の仕組み (1) 指名委員会等設置会社の各委員会の職務権限(会 404 II) (2) 監査等委員会設置会社の監査等委員会の職務権限(会 399 の 2)
テキス	・ト授業用に配布する資料
参考図] 書 石山卓磨「現代会社法講義(第3版)」(成文堂)、神田秀樹「会社法」弘文堂

科目名·単位数		会社法Ⅱ 2単位	科目分類	法律系	基礎科目
配当年次		1年次・秋学期・昼・夜	担当教員	いしやま たく	ま
履修形態		選択必修	担ヨ教貝	石山 卓磨	
授業概要	春学期の会社法の授業で扱わなかった、(1) 株式制度、(2) 組織再編制度、(3) M&A 等を扱う。(1) の株式制度では、株式の種類、譲渡手続、譲渡制限、募集株式の発行、株主名簿の機能、株式振替制度、自己株式の取得等を説明し、(2) の組織再編では、設立、事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転等を扱う。(3) の M&A では、その意義・手続規制・近時の判例動向等について扱う。その他、Up to date な問題を選んで、取り上げる場合もある。				
到達目標	上記を養	諸制度を理解することにより、現実の う。	の企業社会の諸	活動を見通すこ。	とのできる知見
授 業 方 法	講義	形式			
事前・事後学習	各回の講義に臨むにあたり、授業計画書が示すテーマについて、各自の基本書の該当 分を読んで予習をしてくること (90分)。各回の授業終了後は復習をして、よく理解 きなかった点については、次回以降に要領よく質問できるよう整理しておくこと (90分)。			て、よく理解で	
成績評価の方法	平常.	点 20%、期末筆記試験(オンライン	授業に移行した	:場合はレポート) 80%
フィードバック の 方 法	小テ	ストの解説は授業時間内に行う。			
履修上の注意		時間には限りがあるので、そのつど 受業に進んでほしい。	自己学習で補足し	ン、疑問を残さな	いようにして、
		授業計	画		
第1回 (2)	(1) 株式の意義・権限 第1回 (2) 各種の株式の種類と機能(優先株・議決権制限株式・譲渡制限株式・取得請求権付株 式・取得条項付株式・全部取得条項付種類株式・拒否権付種類株式等)				
第2回 (2)	(1) 株主平等の原則 (2) 株式の譲渡と譲渡制限 (3) 振替株式の譲渡				
第3回 (1)) 名	主名簿と名義書換 義書換未了株主の地位 念株			

第4回	(1) 自己株式の取得規制(2) 株式発行の瑕疵(3) 株式の相互保有規制			
第 5 回	(1) 会社の資金調達方法 (2) 募集株式の発行手続			
第6回	(1) 「特に有利な金額」(会 199Ⅲ・201 I) の意義(2) 判例動向(忠実屋・いなげや事件(東京地決平成元・7・25)・宮入バブル事件(東京地決平成元・9・5))			
第7回	(1) 新株発行の差止請求 (会 210) (2) 新株発行無効の訴え (会 828 I ②)			
第8回	(1) 新株予約権の意義と発行 (2) ストック・オプションの利用(役員の業績連動型インセンティブ報酬)			
第9回	会社役員の報酬規制(会 361)			
第 10 回	株式会社の設立(1) (1) 株式会社の設立方法(募集設立・発起設立) (2) 変態設立規制(現物出資・財産引受(会 28①②))			
第11回	株式会社の設立 (2) (1) 払込みの仮装 (預合い (会 965)・見せ金) (2) 発起人の権限			
第 12 回	組織再編制度(1) (1) 事業譲渡(会 467~) (2) 合併(吸収合併(会 749~)・新設合併(会 753~))			
第 13 回	組織再編制度(2) (1) 会社分割(吸収分割(会 757~)・新設分割(会 762~)) (2) 株式交換(会 767~)・株式移転(会 772~) (3) 株式交付(会 774 の 2~)			
第 14 回	M&A の意義・手続(株式公開買付)			
第 15 回	(1) M&A 防衛策と判例状況 (ライブドア事件 (東京地決平成 17・3・11)、ブルドッグ・ソース事件 (最判平成 19・8・7)) (2) MBO に関する判例 (レックス・ホールディング事件 (東京地判平成 23・2・18))			
テキス	ト 授業用に配布する資料			
参考図	書 石山卓磨「現代会社法講義 (第3版)」(成文堂)、神田秀樹「会社法」弘文堂			

科目名 • 単位	単 位 数				
配当年次	1年次・春学期・昼・夜	担当教員	たかはし めく	* み	
履修形態	選択必修	担当教員	高橋 めぐみ		
授 業 概 要	民法は、人と人との法律関係を規律するすべての私法の原則的なルールを規定する法律 (一般法)である。したがって、商法・会社法等の企業関連法を理解するには、民法を修得していることが必須である。本講義では、法律を初めて学ぶ者が、法律学の基礎的な知識とともに、民法が規定するさまざまな制度のうち、まずは基本的なものについて解説する(したがって条文の順序(=テキストの叙述の順序)とは異なる順序で講義を行う)。				
到達目標	民法の基本的な概念や制度、判例の立 適用し、紛争解決の結論を論理的に導け		,	、法律を解釈・	
授業方法	受講者と対話しつつ、講義形式で進め	る。			
事前・事後学習	【事前学習】講義範囲のテキストを読み、自分が理解できている/できていない部分を明確にする(60分程度)。【事後学修】講義で扱った基本的な概念を理解しているか確認する。課題(事例問題)が出題された場合は、検討を加え提出する(120分~180分程度)。				
成績評価の方法	講義時の質問に対する応答などの平常点(30%)および、講義内で出題する課題(70の合計で、成績評価を行う。			する課題(70%)	
フィードバック の 方 法					
履修上の注意	講義にはテキストの他、必ず六法を持	参し、そのつど	条文を参照するこ	: と。	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	授 業 計	画			
	イダンス(講義の進め方と学修方法)、② 理と基本原則	法律の適用(法的	り三段論法)と解	釈、③民法の基	
第2回	第2回 権利・義務の主体 ①自然人と法人 ②権利能力の始期・終期 ③戸籍				
第3回 判断	能力 思能力 ②行為能力の制限 ③親権と後見	L			

第4回	意思表示と法律行為(1) ①意思表示 ②法律行為(契約・単独行為・合同行為)③心裡留保 ④虚偽表示			
第5回	法律行為と意思表示(2) ①錯誤、②詐欺・強迫、③無効・取消し			
第6回	代理 ①代理の意義と有効要件 ②無権代理 ③表見代理			
第7回	物と所有権 ①物の種類 ②登記制度 ③所有権と物権的請求権 ④共有			
第8回	物権変動(1) ①物権変動総論 ②不動産物権変動(1)			
第9回	物権変動(2) ①不動産物権変動(2) ②動産物権変動と即時取得			
第10回	債権・債務の発生とその種類 ①債権の発生原因 ②債権の種類			
第11回	弁済による債権・債務の消滅 ①弁済 ②弁済による代位			
第12回	売買契約(1) ①売買契約とは ②手付 ③売主の責任			
第13回	売買契約(2) ①危険負担 ②同時履行の抗弁権 ③契約の解除			
第14回	債権の実現と救済方法 ①債務不履行 ②履行の強制 ③損害賠償			
第15回	不法行為総論 ①不法行為とは ②不法行為の成立要件と阻害要件			
テキス	ト 潮見佳男『民法(全)』 [第3版](有斐閣) 学習用六法(使いいやすいものでよいが、『ポケット六法』(有斐閣)をさしあたり推奨)			
参考図	書 『民法判例百選 I 』 、『民法判例百選 II 』(有斐閣) 有斐閣 S シリーズ、有斐閣アルマ等の民法の概説書			

科目名·	単位数	民法Ⅱ 2単位	科目分類	法律系	基礎科目
配当年		1年次・秋学期・昼・夜	扣 火 粉 昌	たかはし めく	<i>``</i>
履修刑	形態	選択必修	- 担当教員 高橋 めぐみ		
授業概	律(要 規定 って	民法は、人と人との法律関係を規律するすべての私法の原則的なルールを規定する法律 (一般法)である。本講義では、春学期の「民法 I」を履修したことを前提に、民法が規定するさまざまな制度のうち、応用的なもの、若干複雑なもについて解説する(したがって、「民法 I」同様、講義の順序は、条文の順序 (=テキストの叙述の順序)とは異なる)。			
到達目	標	民法の基本的な概念や制度、判例の立場を理解し説明すること、および、法律を解釈・ 適用し、紛争解決の結論を論理的に導けるようになることを目標とする。			
授業方	法	受講者と対話しつつ、講義形式で進める。			
事前・事後等	【事前学習】講義範囲のテキストを読み、自分が理解できている/できていない部分を明確にする(60分程度)。【事後学修】講義で扱った基本的な概念を理解しているか確認する。課題(事例問題)が出題された場合は、検討を加え提出する(120分~240分程度)。				いるか確認する。
成績評価の	講義時の質問に対する応答などの平常点(30%)および、講義内で出題する課題(の合計で、成績評価を行う。			する課題(70%)	
フィードバッ の 方	3里	題のフィードバックは、原則として、	、次の講義時に行	〒 う。	
履修上の泊	注意	春学期の「民法 I 」を履修していることが望ましい。本科目を履修すると、民法の全範囲を学修したことになる。			
		授 業 計	画		
第1回	情権譲渡と債務引受 ①債権譲渡とは ②債権譲渡の対抗要件 ③債務引受				
第2回	多数当事者の債権債務関係(1) ①分割債権・債務 ②連帯債務				
第3回	第3回 第3回 ②保証債務の意義・性質、②保証人の求償権				

第4回	担保物権(1) ①担保物権総論 ②抵当権の意義 ③抵当権の及ぶ範囲 ④物上代位			
第5回	担保物権(2) ①抵当権の処分 ②抵当権の実行 ③抵当権の実行と第三者			
第6回	担保物権(3) ①質権 ②法定担保物権 ③譲渡担保			
第7回	責任財産の保全 ①債権者代位権 ②詐害行為取消権			
第8回	弁済によらない債権・債務の消滅 ①相殺の意義と機能 ②相殺が禁止される債権・債務			
第9回	貸借型の契約 ①賃貸借の意義 ②賃貸借の対抗要件 ③使用貸借 ④消費貸借			
第10回	労務提供型の契約 ①雇用 ②請負 ③委任			
第11回	特殊の不法行為(2) ①特殊不法行為概説、②未成年者の督義務者の責任 ③使用者責任 ④工作物責任 ⑤共同不 法行為			
第12回	親族(1) ①婚姻 ②離婚 ③内縁と事実婚			
第13回	親族(2) 、 ①親子(実子関係) ②養子 ③扶養			
第14回	相続(1) ①相続の開始と相続人、②相続の効力 ③遺言			
第15回	相続(2) ①配偶者の居住の権利、②遺留分、③相続回復請求権			
テキス	ト 「民法(全)」第2版 潮見 佳男 著(有斐閣) 学習用六法(使いやすいものでよいが、『ポケット六法』(有斐閣)をさしあたり推奨)			
参 考 図 書 「民法判例百選 I」「民法判例百選 II」「民法判例百選 III」(有斐閣) 有斐閣Sシリーズ、有斐閣アルマ等の民法総則、物権、債権総論に関する概説書				

科目名 • 単位	立数	金融商品取引法 2単位	科目分類	法律系	発展科目
配当年次	次 1年次・秋学期・昼・夜 担当教員		,		
履修形態		選択必修	担当教具	河内 隆史	
授 業 概 要	金融商品取引法は、企業内容等に関する情報開示の整備(開示規制)、不公正取引の排除への対応(取引規制)並びに金融商品市場を開設・管理する金融商品取引所及び市場取引の仲介業等を行う証券会社等の市場関係者における適切な業務運営等(業者規制)について規律を定め、証券市場における公正円滑な取引を確保することによって、国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的としている市場規制法である。本講では、金融商品取引法の目的を定める法1条において、証券市場における公正円滑な取引を確保するスタート規制としての開示規制を中心に取り上げる。そこで、主に企業内容等の開示制度等に係る開示規制及びインサイダー取引規制に対する的確な理解と条文解釈、それらを踏まえた専門的な知識と応用能力を修得することを目的とする。			所及び市場取引 者規制)につい て、国民経済の がある。 おける公正円滑 そこで、主に企 る的確な理解と	
到達目標	業内	融商品取引法の目的と開示規制等に 容等の開示制度等の内容と開示等並 解を習得することを目標とする。			
授業方法	もに	ジュメに基づいて講義を行う。テキス 、会社法等の他の法律との関係に留意 に授業を進める。			
事前・事後学習	授業において取り上げた金融商品取引法の解説・適用等について復習をしておくこと また、次回の授業の対象についてテキストを事前に読んでおくこと。(90分)		-		
成績評価の方法	での方法 授業中における討議や事例に対する回答(60%)とともに法の適用・解釈及び法における課題をテーマにした期末レポートの内容(40%)を含めて総合的に判断する。				
フィードバック の 方 法		列の回答並びにレポートの回答及び 行う。	記載方法等につい	ハての解説は授業	巻内で時間を設
履修上の注意	特に	なし。			
		授業計	画		
第1回 金	融商品	品取引法の意義と目的> 市場の機能〜企業の資金調達・投資> の意義と目的,投資者保護を取り上		5場規制の必要性	と構成, 金融商
第2回 有	(本価証券の定義・内容とその区分> 有価証券の意義と分類、個別列挙の有価証券とみなし有価証券、第1項有価証券と第2項有 価証券、企業金融型証券と資産金融型証券、開示規制の除外となる有価証券を取り上げる。				
第3回 発	<金融商品市場と取引所>			類,総合取引所	

第4回	<取引所金融商品取引> 業務規程,取引主体,取引客体(上場有価証券等),有価証券の売買・デリバティブ取引,取引所取引の仕組み,清算機関,立会外取引を取り上げる。			
第 5 回	<開示規制の概要> 開示規制の必要性と実効性、開示規制の構成と相互の関係、法定開示書類の提出及び公衆縦 覧、等を取り上げる。			
第6回	< 発行市場の開示規制 > 法定開示制度、有価証券の募集・売出し、有価証券届出制度、有価証券届出書の提出と目論見書の交付、完全開示方式・組込方式・参照方式、届出の効力と待機期間、届出の免除、特定有価証券の有価証券届出書等等を取り上げる。			
第7回	<流通市場の開示規制(その1) > 法定開示制度と法定開示書類の概要、定期開示における法定開示書類(有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書等)、会社法の決算手続との関係を取り上げる。			
第8回	<流通市場の開示規制(その2)> 臨時報告書、親会社等状況報告書、自己株買付状況報告書等を取り上げた後、組織再編成行為の開示を取り上げる。			
第9回	<株券等の公開買付制度> 公開買付制度の意義、他社株公開買付けの対象・手続き、別途買付けの禁止、公開買付けの撤回等、自社株公開買付けを取り上げる。			
第 10 回	< 大量保有報告制度 > 大量保有報告制度の意義と概要、大量保有報告書の提出、変更報告書・訂正報告書の提出、特例報告の対応等を取り上げる。			
第11回	<開示の公正確保> 財務諸表等の適正性の実効性規制(監査証明)、開示規制違反に対する行政処分(訂正命令・ 課徴金等)・刑事責任・民事責任、フェア・ディスクロージャー規制等を取り上げる。			
第 12 回	<インサイダー取引規制> 規制の意義、規制の概要、規制の対象者、規制の対象情報(インサイダー情報)、規制解除要件の公表、適時開示情報と法定開示情報・インサイダー情報(業務等に関する重要事実)との関係を取り上げる。			
第 13 回	<不公正取引の規制> 詐欺的行為の禁止,相場操縦,安定操作等を取り上げる。			
第 14 回	< 投資者保護と業者規制 > 業者規制 (参入規制・業務規制)、登録外務員、説明義務等を取り上げる。			
テキス	ト 特に指定しない。			
参考図	証券六法~各年度版(新日本法規) 黒沼悦郎・金融商品取引法(有斐閣) 山下友信=神田秀樹・金融商品取引法概説(有斐閣) 徳本穣編・金融商品取引法(法律文化社)			

科目名・単位数		会社法演習 2単位	科目分類	法律系	応用·実践科目	
配当年	次	1・2年次・秋学期・昼	担当教員	いしやまたく	くま	
履修形]	態	選択必修	担当教員	石山 卓磨		
授業概要		法に関係する諸判例を検討する。毎 学説状況を報告してもらい、残りの 。				
到達目標	票 を理	は、具体的な事件を通じて、会社法 解する。そして、単に法解釈の論議 を広げて、法的洞察力を身につける	に終わらず、各	事件が起きた社		
授業方法	<u>_</u>	、担当レポーターに判例紹介と自分 応答する。レポーターは、レジュメ		·		
事前・事後学習 予 業約		出席者は、レポーターが扱う判例に関し、事前にテキストを読んでくること (90分)。 予習をしてきたか否かによって授業の理解が大きく変わってくるからである。各回の授 業終了後は復習をして、よく理解できなかった点については、次回以降に要領よく質問 できるよう整理しておくこと (90分)。				
成績評価の方法 プレゼンテーションの準備内容 50%、討議の発言内容		対議の発言内容も	50%			
フィードバッ: の 方 港	リカテ	小テストの解説は授業時間内に行う。				
履修上の注意	履修上の注意 授業時間には限りがあるので、そのつど自己学習で補足し、疑問を残さないようにし 次の授業に進んでほしい。			ないようにして、		
授業計画						
第1回 法	法人格否認の法理について(最判昭和 44.2.27)。					
第2回 株式の仮装払込みの効力について (最判昭和38.12.6)。						
第3回 会	回 会社の過失による名義書換の未了と株式譲渡人の地位(最判昭和41.7.28)。					

第4回	議決権行使の代理人資格の制限(最判昭和 43. 11. 1)。			
第 5 回	他の株主に対する招集手続の瑕疵と決議取消しの訴え(最判昭和 42.9.28)。			
第6回	決議無効確認の訴えと決議取消しの主張(最判昭和 54.11.16)。			
第7回	表見代表取締役と第三者の過失(最判昭和 52.10.14)。			
第8回	取締役の注意義務と経営判断原則(最判平成 22.7.15)。			
第9回	取締役の競業避止義務(東京地判昭和 56.3.26)			
第 10 回	取締役の監視義務と対第三者責任(最判昭和 48. 5. 22)。			
第 11 回	登記簿上の取締役の対第三者責任(最判昭和 62. 4. 16)			
第 12 回	12回 第三者に対する新株の有利発行と株主総会決議の欠缺(最判昭和46.7.16)			
第 13 回	重要財産の譲渡と特別決議(最判昭和 40.9.22)。			
第 14 回	第三者割当による新株予約権発行の差止め(東京高決平成 17.3.23)。			
第 15 回	差別的行使条件付新株予約権の無償割当(最決平成 19.8.7)。			
テキス	ト 会社法判例百選(第3版)(有斐閣、2016)			
参考図書石山卓磨「現代会社法講義(第3版)」(成文堂、2016)。				

科 目 名 · 単 位 数		金融商品取引法演習	2 単位	科目分類	法律系	発展科目
配当年次		1・2年次・春学期・	昼	担当教員	かわち たかし	,
履修形態		選択必修		担コ狄貝	河内 隆史	
「金融商品取引法」の授業で学んだ発行市場における開示規制、流通市場にお行ける開示規制、インサイダー取引規制、開示規制における課題等について、関連法令の適用と実務対応に更に精通するため、法令の解釈に関しての理解力と考察力のアップに資するとともに、各テーマにおける問題点を解明することを目的とする。						
到達目標	原 の開	券取引法から金融商品 示に関する制度等の開 層の理解の向上と実務。	示規制および	インサイダー取		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
授業方法	<u> </u>	生を主体とした演習形式 課題等を適宜提供し、 ^会				する専門知識・
里 用 ● 里 ※ 字 ※		習テーマに係る参考文献 法令・規則の適用・解釈				月家の見解及び
成績評価の方法 演習テーマに関する説明・意見等(30%)及び討議内容(20% 課題に関する期末レポートの内容(50%)を総合的に評価する。				触商品取引法の		
		習テーマについて行われ て行う。	れた受講生の記	説明・意見等に	関する指摘等は抗	受業内で時間を
履修上の注意 「金融商品取引法」の履修が必要である。						
授業計画						
第1回						場と間接金融市
第2回	(演習のテーマ:開示規制) 検討・討議事項:発行開示と継続開示、金融商品市場における開示ルート、法定開示制度(公的規制)と適時開示制度(自主規制)、開示に関する基本的要件					
第3回					会社法上の募集	

第4回	< 演習のテーマ:発行開示(2)> 検討・討議事項:有価証券届出書、目論見書、発行登録			
第5回	<演習のテーマ:継続開示制度(1)> 検討・討議事項:有価証券報告書の記載事項、財務情報と非財務情報、会社法上の決算手続と 継続開示の関係			
第6回	< 演習のテーマ:継続開示制度(2) > 検討・討議事項:財務諸表監査と内部統制監査、財務諸表の本質と適正性、財務諸表等の虚偽表示リスクと会計士監査			
第7回	<演習のテーマ:組織再編成行為の開示> 検討・討議事項:組織再編成行為の種類と開示、発行開示・継続開示との関係			
第8回	<演習のテーマ:公開買付制度> 検討・討議事項:他社株公開買付け・自社株公開買付けの開示、別途買付けの禁止等			
第9回	<演習のテーマ:大量保有報告制度> 検討・討議事項:大量保有者、大量保有報告書、特例報告			
第 10 回	<演習のテーマ:内部者取引の禁止(1)> 検討・討議事項:内部者取引規制の意義、規制対象情報と法定開示情報、規制解除要件の公表			
第11回	< 演習のテーマ: 内部者取引の禁止(2) > 検討・討議事項: 規制対象である重要事実の内容、刑事責任・課徴金の具体的内容			
第 12 回	<演習のテーマ:適時開示制度> 検討・討議事項:適時開示情報、決定事実・発生事実・業績予想等の修正・バスケット条項、 決算発表、法定開示における情報の非対称			
第 13 回	<演習のテーマ:フェア・ディスクロージャー規制> 検討・討議事項:規制対象の情報伝達者と情報受領者、規制対象情報、公表、「重要情報」の 選択的開示への対応			
第 14 回	<演習のテーマ:不公正取引の禁止> 検討・討議事項:詐欺的行為の禁止、相場操縦の禁止、安定操作			
第 15 回	<レポートの対象に関する論点と論議> 「演習のテーマ」の下での検討・討議事項を踏まえて、提示する関係法令を参照しながら、金融商品取引法における課題等に関する論議を行い、レポートの提出を行う(1週間後)。			
テキス	特に指定しない			
参考図書 金融商品取引法判例百選(有斐閣) 黒沼悦郎・金融商品取引法(有斐閣)				